

プロセスとして質の高い法曹を養成するという理念を堅持しつつ、優れた資質を有する法科大学院志願者を回復し、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹となる途を一層充実するため、**既修者、未修者コースともに制度改革を推進**。

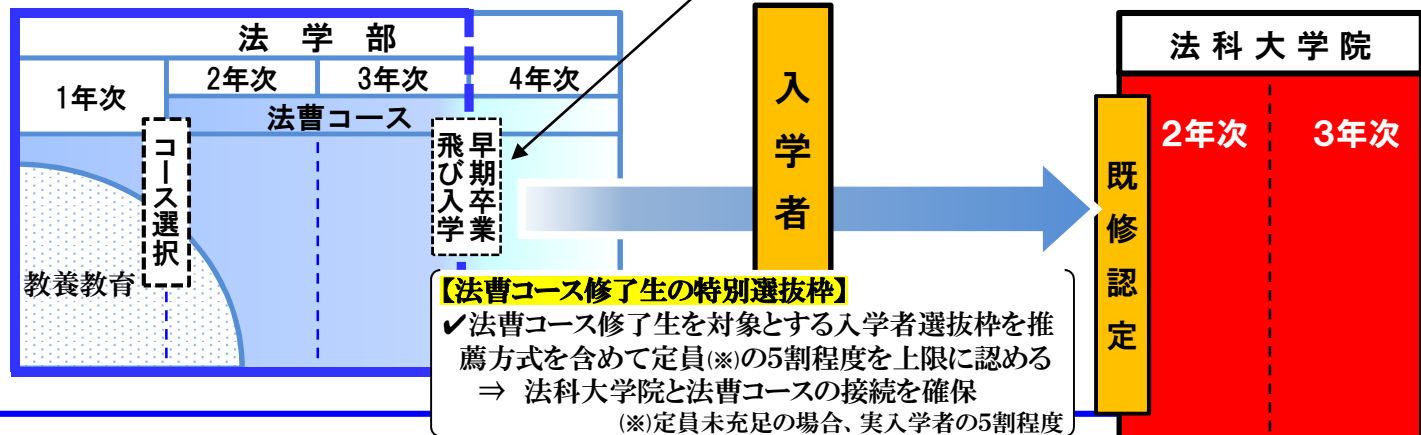
【方向性①】法科大学院と法学部等との連携強化

法学部に「法曹コース(仮称)」の設置を奨励し、法学部が法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、法曹志望が明確な学生等に対して、学部段階からより効果的な教育を行う。更に、優れた資質・能力を有する者が早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化する。

【学部3年次修了時点で法科大学院へ進学】

✓ 優秀な学生が、3年次修了時点で法科大学院へ進学できる仕組みを明確化
⇒ 時間的・経済的負担を軽減

地方の学生も法科大学院での学修を経て法曹となることができるよう、法科大学院を設置していない大学の法学部が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置することも期待。



【法曹コース修了生の特別選抜枠】

✓ 法曹コース修了生を対象とする入学者選抜枠を推薦方式を含めて定員(※)の5割程度を上限に認める
⇒ 法科大学院と法曹コースの接続を確保
(※)定員未充足の場合、実入学者の5割程度

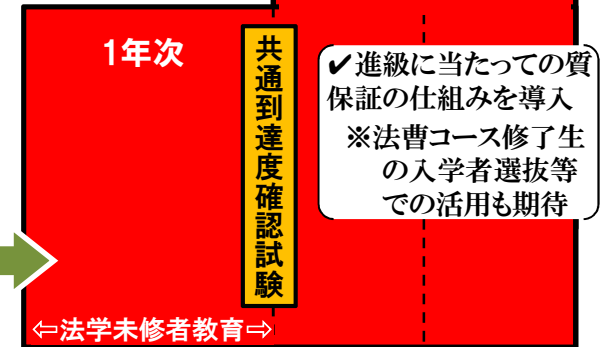
【方向性②】法学未修者教育の質の改善

「共通到達度確認試験」など進級に当たっての質保証プロセスを導入するとともに、きめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院には、その教育実績に応じ、重点的に支援。

- ✓ 優れた未修者教育の実例・手法等を体系化し、共有可能とする
- ✓ 複数法科大学院での連携のため、教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施
- ✓ 社会人の入学促進策をも含め、上記以外の支援方策についても引き続き検討

他学部・社会人

✓ 入学者に占める純粋未修者や社会人経験者の割合を「3割以上」とする数値目標を見直し



✓ 進級に当たっての質保証の仕組みを導入
※法曹コース修了生の入学者選抜等での活用も期待

法科大学院制度に関する具体的な制度改革案について

趣 旨

法曹養成プロセスの中核である法科大学院における教育の充実に資するため、3月13日の中教審提言等を踏まえ、法科大学院と法学部の連携促進による法曹を目指す学生の時間的・経済的負担の軽減や、法曹養成制度の信頼性・安定性の確保等を図る。

概 要

○ 法科大学院の教育の充実に資するため、以下の措置を講ずること

- ① 法科大学院は、教育課程、履修に求められる能力・資質、成績評価及び修了の認定の方法及び実施状況に関する情報を公表すること
- ② 司法試験及び司法修習との有機的連携の下に、法科大学院カリキュラムの更なる体系化を図ること

○ 法科大学院における、いわゆる法学既修者の教育の充実に資するため、以下を規定

- ① 法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を修得させることを目的として法学部に置かれた課程（法曹コース）を法科大学院が指定できること
- ② 法科大学院は、法曹コースを置き、置こうとする法学部に対して必要な協力を行うこと
- ③ 法科大学院は、法曹コースの学生に対し、入学者選抜における適切な配慮を行うこと

○ 法科大学院における入学者の多様性の確保等のため、以下の措置を講ずること

大学の法学を履修する課程以外の出身者（未修者）、社会人、いわゆる早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学者選抜における配慮義務を規定。

○ 法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を高め、法曹養成制度の信頼性・安定性を確保するため、以下の措置を講ずること

- ① 一定の期間において、平成30年度の法科大学院の入学定員（2,300人）を総定員の上限として定めること
- ② 文部科学大臣と法務大臣が法科大学院の定員について協議する仕組みを創設すること
- ③ 法科大学院が収容定員の増を行う場合について、認可事項とすること

○ 「3プラス2」の一層の促進を図る観点から、飛び入学を認めるに足りる優秀さの判断材料について、以下の措置を講ずること

・ 法科大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、単位の修得状況とそれに準じるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認める者にも認めること

実施時期

制度の適用については、平成32（2020）年度を念頭に調整

制度改革と併せて取り組む事項

- 未修者教育への支援を含めて引き続きメリハリある予算配分を実施するとともに、優れた未修者教育の実例等を体系化するための調査研究を実施
- 未修者教育の質の保証を十分確保するため、平成31年度から「共通到達度確認試験」を本格実施
※未修者1年次から2年次の進級に当たり、各法科大学院が共通して客観的に進級判定を行う仕組みとして導入